

すまいる通信 平成29年8月 第49号

遺言書を作成するときに考えておきたいのが「もし自分より先に奥さんや子どもが死んでしまったら、その人に遺そうとした財産をどうするのか?」です。たとえば、お父さん、お母さん、長男、次男、長女というご家族のケースで見てください。お父さんが自分が所有している家（土地・建物）を長男に遺すという内容の遺言書を作成したとします。その後、お父さんが亡くなる前に長男が亡くなってしまった場合にはどうなるのでしょうか？ この場合、長男の子（つまり孫）が自動的にその家をもたらえるわけではありません。その家をもたらうはずの長男がいなくなってしまったので、お父さんの相続人であるお母さん、次男、長女、そして長男の子どもたちで話し合い（遺産分割協議）をしてその家を誰が相続するのかを決めるようになります。このような場合に問題になるのが、もし、このときにお母様が認知症になっていたら？ 遺産分割協議のために家庭裁判所に申し立てをして、お母さんに後見人を付けなければなりません。最近では、親族が後見人に就任することが認められにくく、家庭裁判所が弁護士や司法書士などの専門家を後見人として指名するケースが増えています。そうすると、以後、その後見人である専門家に毎月数万円の報酬を支払わなければならない、財産の使用も制限されてしまいます。

このような事態を避けるため、お父さんが遺言書を作成するときに「もし自分より先に長男が死んでいた場合にはその家を長男の子に遺す（あるいは次男に遺すなどでも構いませんが）」という内容を盛り込んでおくといいでしょう。遺言書の内容を考える際はあらゆる事態を想定することが必要です。

遺言書を作成する際は、将来、家族が困ることのないように専門家に相談するようにしましょう。

無料公開セミナー開催

大家さんと地主さんが知っておくべき 認知症対策と相続

高齢者の4人に1人が認知症の時代です。認知症になると預金が凍結され、不動産の売却もできなくなります。また、アパートの大規模修繕や建て替えなどの相続対策もストップしてしまいます。

そうなる困るのは本人ではなく周りのご家族です。将来に備え、あらかじめ準備をしておくことが大切です。

本セミナーでは後見制度や家族信託についてわかりやすく解説します。ご家族一緒にご参加ください。

9月9日（土）藤沢商工会議所ミナパーク 505号室

●時間：9：45～11：45

●お申し込み 行政書士長尾影正事務所 TEL0465-39-1900



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆

昭和49年7月生まれ 小田原市在住

行政書士

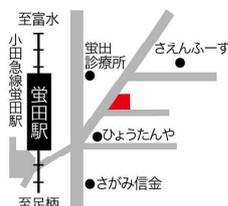
家族信託専門士

宅地建物取引士

NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員

一般社団法人 家族信託普及協会 会員

不動産・相続
の専門家



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info